

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-15)

政策(※1)名	政策15: 郵政民営化の確実な推進			分野	郵政行政	
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合(UPU)への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。					
基本目標【達成すべき目標】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(注)	当初予算(a)	359	389	383	486
		補正予算(b)	110	△ 8	0	0
		繰越し等(c)	△ 59	119	0	
		合計(a+b+c)	409	500	383	
執行額		384	484	371		

(注)平成26年度予算は、主に平成25年度「好循環実現のための経済対策」に係る補正予算の繰り越し等が計上されたことにより、また、平成28年度当初予算は、4年に1度開催される万国郵便大会議に係る費用を計上したこと等により、前年度から増加している。計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第190回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成28年2月28日 (参議院総務委員会) 平成28年3月4日	郵政事業については、日本郵政グループ三社の上場後も、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、国民の皆様が民営化の成果を一層実感できるよう、新たな事業展開や、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の限度額の見直しにより、企業価値や利用者の利便性の向上を促進してまいります。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) (※2)			
			26年度	27年度		
①	郵政民営化の着実な推進 <アウトプット指標>	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立 【24年度】	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 ・日本郵便株式会社の増資の認可を行い、同社の経営基盤が強化されたことにより、郵便局における郵政三事業のユニバーサルサービスの安定的提供の確保を図った。 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成27事業年度事業計画の認可を行い、郵政事業の確実かつ適正な実施の確保を図った。	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 ・平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成28事業年度事業計画の認可を行い、また、株式会社かんぽ生命保険に対する新規業務の認可(5件)を行った。	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 【27年度】	イ

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	2	日本郵政グループの健全な業務運営等 ＜アウトカム指標＞	約24,000局 (郵便局数) 【24年度】	郵便局ネットワーク水準の維持 24,470局(郵便局数)	郵便局ネットワーク水準の維持 24,452局(郵便局数)	郵便局ネットワーク水準の維持 【27年度】	イ
			約18万本 (郵便差出箱の本数) 【19年度】	郵便サービス水準の維持 181,521本	郵便サービス水準の維持 181,692本	約18万本 【27年度】	イ
			月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達) 【19年度】	郵便サービス水準の維持 月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を実施。	郵便サービス水準の維持 月曜から土曜までの6日間において、1日1回以上郵便物の配達を実施。	郵便サービス水準の維持 【27年度】	イ
			98.6% (送達日数達成率) 【25年度】	97%以上 98.6%	97%以上 98.6%	97%以上 【27年度】	イ
			信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入者数 ＜アウトカム指標＞	30者 【25年度】	信書便事業者の参入者数の増加 29者
④	信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞	約100億円 【24年度】	信書便事業市場の拡大 115億円 (25年度)	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大 128億円 (26年度)	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大 【27年度】	イ	
郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること	⑤	郵便・信書便制度の在り方についての検討 ＜アウトカム指標＞	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出方法を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大し、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手続きを簡素化することを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成27年3月31日)。 【26年度】	「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。 「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。 郵便及び信書便に関する料金の届出方法を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大することなどを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」は平成27年6月5日に成立し、同年12月1日に施行。同法の施行に向け、必要な政省令の整備を実施。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。 【27年度】	イ
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	⑥	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトカム指標＞	4回 【25年度】	4回以上 5回	4回以上 10回	4回以上 【27年度】	イ
	7	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数 ＜アウトカム指標＞	1か国 【25年度】	1か国以上 2か国	1か国以上 4か国	1か国以上 【27年度】	イ

万国郵便連合 (UPU)における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	8	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名 【25年度】	2名以上	2名以上	2名以上 【27年度】	イ
				2名	2名		
	⑨	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	95.57% 【25年度】	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上 【27年度】	イ
				100%	94%		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	主要な測定指標1、4、5、6、9を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標> 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画認可に当たって、上場に向けた収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵政民営化を着実に進めるための大きなステップである日本郵政グループ3社の上場が行われたと同時に、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等についても各年度の目標値を上回る実績であったことから、利用者利便の向上が図られたと考えられ、施策目標を達成することができた。また、改正郵政民営化法の趣旨を踏まえつつ、日本郵政グループの健全な業務運営を将来にわたって確保する観点から、平成25年10月に情報通信審議会に「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問し、平成27年9月の答申において、現状では郵政事業のユニバーサルサービスは確保されているものの、中長期的な郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策について引き続き継続的な検討を行うことが必要という内容の提言を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場により、目標を達成することができた。 測定指標2における郵便局ネットワーク水準の維持、郵便サービス水準、郵便差出箱の本数、郵便物の配達、送達日数達成率については、目標を達成することができた。 	
	<p><施策目標> 信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、郵便・信書便分野における規制の合理化を含めた信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、平成27年度の新規参入事業者数が39者と前年度の29者を上回ることができた。 測定指標4については、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことにより信書便事業者の参入者数が増加したことで、平成26年度の信書便事業市場の規模(売上高)が128億円と前年度の115億円を上回ることができた。 	
	<p><施策目標> 郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること</p> <p>当該施策目標については、平成26年12月の情報通信審議会第2次中間答申(郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方)を踏まえ、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年6月5日に成立し、同年12月1日に施行されたことと併せて関係政省令の整備を行ったことで、郵便・信書便に関する料金の手続の緩和、特定信書便役務の範囲拡大、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続の簡素化が実現した。これにより、特定信書便事業者の認可手続の簡素化による規制の合理化が図られるとともに、特定信書便事業者が取り扱うサービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化が図られるため、施策目標を達成することができた。今後は、これらの制度改正も踏まえ、信書制度及び信書便制度の周知に努め、市場の活性化・利用者利便の向上を図ることも課題となる。</p>	
	<p><施策目標> 各国との政策協同等の実施及び郵便業務の近代化に関する協力を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること</p> <p>当該施策目標については、電子商取引の拡大に伴う郵便の役割の増大への対応に関して各国と協議を実施するとともに、途上国に専門家を派遣し各国の事情に応じたアドバイスを行うことにより、郵便の送達日数が大幅に短縮されるなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標6に関しては、平成28年度開催の万国郵便大会議(UPU大会議)を控え、平成27年度に、UPUにおいて数多く開催された準備会合等に積極的に参加した結果、目標を上回って達成することができた。 測定指標7に関しては、総務省が民間企業と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、ミャンマー、ベトナムに加え、ロシア、タイが新たに協議対象に加わり、引き続き目標を上回って達成することができた。 	
	<p><施策目標> 万国郵便連合 (UPU)における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、我が国の拠出金やノウハウの提供により、災害・環境対策に関するセミナーの開催や成果物の提供等が実施され、UPUにおける災害・環境対策が強化されつつある。また、日本がUPU加盟国に働き掛けを行い続けた結果、現行は4年ごとに廃止・新設される万国郵便条約を恒久化する条約改正案を、平成28年度秋開催のUPU大会議に提出することが決定され、条約の法的安定性が期待できることとなった。これらのことにより、国内外の利用者の利便性の向上に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8に関しては、UPU事務局への総務省出向者2名を維持することができ、引き続き目標を達成することができた。災害・環境対策については、総務省出向者が中心となって、災害危機管理に関する指針の取りまとめや加盟国セミナーの開催等を行うことにより、郵便分野における災害・環境対策の強化に貢献することができた。 測定指標9に関しては、現行は4年ごとに廃止・新設される万国郵便条約の恒久化等の重要議案で我が国方針を反映させることに成功し、引き続き目標を上回って達成することができた。 	

評価結果	<p>○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、上場を踏まえた日本郵政グループ各社の企業価値の向上と同時に、平成27年9月の情報通信審議会答申を踏まえた郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な確保に資する施策についても検討していくことから、施策目標を「郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること」に変更する。</p> <p>・測定指標1については、平成27年11月の上場を踏まえ、引き続き、郵政民営化法にのっとり、郵政民営化の着実な推進を実施していくこととする。 ・測定指標2については、日本郵政グループの健全な業務運営等については郵政民営化法に基づいて引き続き確保していくが、平成28年度からは、平成27年9月の情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」を踏まえ、審議会答申で継続的検討が必要とされた事項を中心に検討を進めることから、測定指標を「郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施」に変更する。目標値についても、情報通信審議会答申で提言を受けた郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定等について検討することから、「郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施」を追加する。なお、平成27年度まで目標としていた郵便サービス水準の維持（郵便差出箱の本数、週6日1日1回以上配達、送達日数達成率）については、ユニバーサルサービスの在り方に関する検討において、ユニバーサルサービスが確保されているかを確認する際の指標として、その妥当性を含めて検討の対象とするため、目標から削除する。</p> <p>○信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、測定指標5で達成した制度改正に伴う規制の合理化（特定信書便役務の範囲拡大及び特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きの簡素化）に関する周知活動等も行うことにより、サービスの多様化を通じた市場の活性化や利用者利便の向上に更に取り組むことから、施策目標を「信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること」に変更する。</p> <p>・測定指標3及び測定指標4については、これまでの取組により新規参入の活発化には一定の成果があったところであるが、平成27年12月に法改正により特定信書便役務の範囲が拡大され、これは新規参入事業者のみではなく既存の事業者も対象となるため、今後は、信書便市場に参入した事業者（新規参入事業者及び既存の事業者）による活動実績を把握する観点から、測定指標を「信書便市場の売上高の増加率」に変更し、その目標を「信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること」に設定する。</p> <p><新たな測定指標の設定> 平成27年12月から施行された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」の内容を含む信書制度及び信書便制度に関する事業者及び利用者の認知度の向上を通じて、健全な競争環境が整備され、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が図られることから、制度の周知活動の実績を測定指標として新たに設定する。</p> <p>○郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること 本施策目標については、上記の政策の分析のとおり目標を達成しており、制度改正による郵便・信書便市場の活性化については「信書便市場の売上高の増加率」で確認していくことから削除する。</p> <p>○各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること 必要な政策協議を引き続き継続するとともに、今後は、我が国や相手国の郵便制度・業務の改善に向けて、一層取り組んでまいりたい。次期施策目標については、裨益者の違いにも注目しつつ、インフラシステムの海外展開は、我が国の成長戦略においても重要であると位置付けられている（「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）等）ことを踏まえ、施策目標として明確化することとし、「各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること」及び「新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること」を設定することとする。</p> <p>・測定指標6については、目標を上回って達成したものの、平成27年度は、平成28年度開催のUPU大会議を控え、通常は開催されない準備会合が数多く開催された等の特殊要因があったため、平成27年度の実績値に代えて、平成26年度の実績値を基に、従来の目標（4回以上）を上回る目標（5回以上）を設定し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図るため一層の政策協議の実施を図ることとする。 ・測定指標7については、目標を上回って達成したことを踏まえ、平成27年度の実績値を基に目標（4か国以上）を設定するとともに、各国における案件が既に協議から具体的な協力案件の実施の段階に移ってきていることを踏まえ、新たに測定指標を「日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数」に変更し、日本型郵便インフラシステムの海外展開を一層推進することとする。</p> <p>○万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること 環境対策の取組みや、法的安定性の確保に向けた取組みは平成28年内に区切りがつくことを踏まえ、次期施策目標については、UPUへの貢献をより幅広く評価できるよう万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること」に変更する。 ・測定指標8については、目標を達成したものの、UPU事務局における人事の状況及びUPUにおける我が国の地位及び発言力を確保していく必要性等を踏まえ、昨年度と同じく2名以上の総務省出向者を派遣することとし、引き続きUPUに人的な貢献を行うこととする。 ・測定指標9については、目標を上回って達成したものの、一般に国際会議では我が国にとって重要であっても加盟国間で大きく利害が対立する議案が審議される可能性があることを踏まえ、昨年度と同じ水準の目標（80%以上）を設定することとし、引き続きUPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることとする。なお、80%については、UPUの場においても先進国と途上国の利害が激しく対立する問題が扱われることを踏まえて設定しているもの（例えば、前回（2012年）のUPU大会議におけるUPU条約の改正に関する我が国方針の達成率は82%）。</p> <p>・上述のとおり、各施策目標の達成を通じて基本目標が達成されたと考えられる。今後は、平成24年の郵政民営化法の改正や平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっていることを踏まえ、日本郵政グループに対して引き続き適切に監督を行うことで郵政民営化を着実に推進すると同時に今後の郵政事業のユニバーサルサービスの在り方の検討を行う。信書便事業分野においては、平成27年の法改正も踏まえて制度の周知を行うことで、市場の活性化や利用者利便の向上を図る。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>
	次期目標等への反映の方向性

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>○平成27年9月の情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」において、「現在、ユニバーサルサービスについては、日本郵政及び日本郵便の責任と経営努力により確保されており、引き続き、まずは利用者の経営努力によるユニバーサルサービスの維持・確保を求めることが適当である。」また、「中長期的に検討すべき方策として、郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低料金サービスに対するコスト負担の在り方などの検討が必要」との提言があった。</p> <p>○平成28年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授から次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・平成28年9月情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000378427.pdf)</p> <p>・「日本再興戦略2016」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun1.pdf, http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun2.pdf)</p> <p>・「インフラシステム輸出戦略(平成28年度改訂版)」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/dai24/kettei.pdf)</p>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 岡崎 毅	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	-----------------------	--------	-------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。